

○寒冷地手当

・概要

- (1) 寒冷地手当は、寒冷積雪の度合いの厳しい地域に勤務する職員に対して、冬季における暖房費用、衣料の購入等、一時的に増加する生計費を補給するために支給される。
- (2) 支給対象職員
基準日（11月～翌年3月までの各月初日）において次のいずれかに該当する職員
- ① 支給地域に在勤する職員 ※平成26年4月1日現在の市町村名による
- ② 指定公署に在勤する職員のうち、当該公署の所在する市町村又は支給地域に居住する職員（市町村立学校職員給与の支給に関する規則第6条の2・別表第4の4・4の5参照）
- (3) 支給対象学校等 【市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 別表第4の5参照】

市町村	支給対象学校
福島市	土湯小学校・茂庭小学校・水原小学校
郡山市	多田野小学校・多田野小学校堀口分校・河内小学校・熱海小学校・熱海小学校石蕨分校・安子島小学校・上伊豆島小学校・栃山神小学校・田母神小学校・高野小学校・鬼生田小学校・大田小学校・御館小学校下枝分校・海老根小学校・湖南小学校・逢瀬中学校・湖南中学校・熱海中学校・二瀬中学校・御館中学校
いわき市	川前小学校・桶売小学校・小白井小学校・三和小学校・川前中学校・桶売中学校・小白井中学校・三和中学校・三和学校給食調理場
白河市	白河第四小学校・白河第五小学校・小田川小学校・関辺小学校・表郷小学校・釜子小学校・小野田小学校・信夫第一小学校・信夫第二小学校・大屋小学校・東北中学校・白河南中学校・表郷中学校・東中学校・大信中学校・学校給食センター・大信学校給食センター
須賀川市	大東小学校上小山田分校・長沼小学校・白方小学校・白江小学校・長沼中学校・長沼学校給食センター
二本松市	塩沢小学校・安達太良小学校・原瀬小学校・大平小学校・石井小学校・小浜小学校・新殿小学校・旭小学校・川崎小学校・東和小学校・二本松第二中学校・小浜中学校・岩代中学校・東和中学校・東和学校給食センター
伊達市	大石小学校
本宮市	岩根小学校・和田小学校・白岩小学校・白沢中学校・本宮方部学校給食センター
川俣町	飯坂小学校
鮫川村	青生野小学校
玉川村	須釜小学校・須釜中学校・東部共同調理場
平田村	蓬田小学校・ひらた清風中学校
【市町村立学校給与規則第6条の2第2項により人事委員会と協議して定めた学校】	
浪江町	浪江中学校（所在地：二本松市）

(4) 支給方法

毎年11月から翌年の3月までの各月初日を基準日とし、当該月の給料の支給定日に支給する。ただし、基準日現在で次のいずれかに該当する職員には、当月分の手当は支給されない。（なお、月の中途中でこれらの休職等を開始し、又は復職した場合等には、当該月の手当はその月の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割計算により支給される。また、職員が休職にされ、給料が減じて支給されているときは、当該期間中の寒冷地手当についても給料等の例により減じて支給されるものとする。）

- | | |
|---|--------------------|
| ① 無給休職にされた場合 | ④ 専従休職の許可を受けた場合 |
| ② 刑事休職にされた場合 | ⑤ 育児休業の承認を受けた場合 |
| ③ 停職にされた場合 | ⑥ 大学院修学休業の承認を受けた場合 |
| ⑦ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項又は外国の地 | |

方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例第3条第1項の規定に

- ⑧ 公益的法人等への職員派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣された場合（同条例第
- ⑨ 職員の自己啓発等休業に関する条例第2条第1項の規定により自己啓発等休業の承認を受けた場合
- ⑩ 職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業の承認を受けた場合

(5) 支給月額

地域区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族あり	扶養親族なし	
月額	17,800円	10,200円	7,360円
支給額計	89,000円	51,000円	36,800円

・関係法令等

- (1) 職員の給与に関する条例 第18条
- (2) 職員の給与の支給に関する規則 第33条の8～第33条の9の3
- (3) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第8条の8の2
- (4) 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 第6条の2
- (5) 寒冷地手当の支給等に関する運用基準

・事務処理

経過	処 理 内 容
記載用紙配付回収	「世帯等の区分届書（様式第1号）」を配付し、本人記載後回収する
届出受領及び事実確認	受領後、記載内容審査（受領時届に受領印を押印） <ul style="list-style-type: none"> ・生計の単位の確認 ・主たる生計維持者の確認 ・扶養親族の確認
認定	世帯等の区分を認定する <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主である職員（扶養親族のある職員） --- 1に○を付す ・世帯主である職員（扶養親族のない職員） --- 2に○を付す ・その他の職員 ----- 3に○を付す 確認後、認定欄に記入し、担当者印及び認定権者印を押印する
入力	給与マスター基本（修正）通知書9を作成し、各担当教育事務所へ提出する
支給	給与等領収書で、支給内容を確認する 11月から3月までの給料の支給日に支給される
追求・返納	11月1日～3月1日までの間に世帯等の区分届等に変更があった場合、「世帯等の区分変更届出書」を提出させ、給与マスター基本（修正）通知書9を教育事務所へ提出する
異動	経過措置期間中は、原本を新所属長へ送付する。なお、旧所属長は、写を保管しておく

・手続

処 理 期	手続先	手 続 内 容
適 宜	学 校	「世帯等の区分届出書」を各個人より受領
適 宜	事 務 所	「給与マスター基本（修正）通知書9」へ記載し提出 届出事項に変更があれば、「世帯等の区分変更届出書」を受領し、「給与マスター基本（修正）通知書9」へ記載し提出

・留意事項

- (1) 「世帯」とは居住及び生計を一にしている生活単位をいう。配偶者と別居している場合には、「別世帯」とする。
- (2) 「世帯主である職員」とは、主に住居手当が支給されている職員をいう。ただし、所有権等の関係で住居手当が支給されていない職員であっても、その世帯の構成員のうちで最も収入が多く、かつ中心として生計を支えている場合は、認められる。これにより難い事情がある場合には、家計の状況等について「職員からの申立て」を求めて判断する。
- (3) 住民票の世帯主と主たる生計維持者とは必ずしも一致しないことから、住民票の世帯主の表記にとらわれることなく、世帯構成員の収入の多寡、扶養親族の認定状況、生計の状況等、総合的な観点から世帯主を判断する。